

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

睦沢町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 土睦地域

(1) 現況

本地域は、北部の丘陵、中央の低地に大別され、睦沢町の農地の74%を占めている。農業生産は水稻の他、花卉等のハウス栽培が盛んな地域でもある。

農業上の土地利用は、田、畑、牧場の利用がされている。大別すると、東部は畑がほとんどを占め、西部は田が大部分を占め、北部では採草放牧地、畑及び田に利用されている状況である。

現在、認定農業者を中心とした担い手や農作業受託組織へ農地が集積され、担い手による耕作面積が拡大しているが、農道や農業水利施設等の地域資源の保全にかかる負担が増加している。また、地域の畜産農家との連携などにより、産地の持続的な発展に資する環境に配慮した農業生産活動の推進も求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ本地域では、各事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとします。

2. 瑞沢地域

(1) 現況

本地域は、谷津田が多く展開し、睦沢町の農地の26%を占めている。

農業上の土地利用は、谷津として、田を中心とした利用がなされている状況である。このため、既存農地の効率的な利用及び地域の特性を活かした生産基盤の整備が必要である。

現在、認定農業者を中心とした担い手や農作業受託組織へ農地が集積され、担い手による耕作面積が拡大しているが、農道や農業水利施設等の地域資源の保全にかかる負担が増加している。また、地域の畜産農家との連携などにより、産地の持続的な発展に資する環境に配慮した農業生産活動の推進も求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ本地域では、各事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとします。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	土睦地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	瑞沢地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。